

# 入 札 説 明 書

本説明書は令和8年9月30日入札公告をおこなった下記の工事の総合評価に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年9月30日

松江市上下水道局長 小塚 豊

記

## 1. 工事名

魚町雨水枝線その6工事

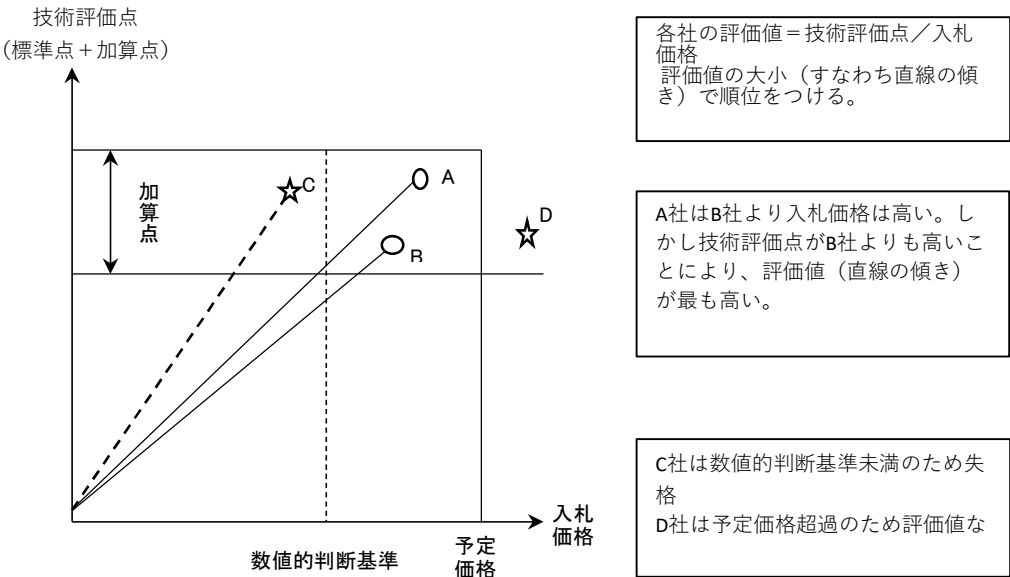
## 2. 総合評価の方法及びイメージ図

### (1) 総合評価による入札者の順位付け

入札者それぞれに標準点(100点)を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。総合評価は「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点}(100\text{点}) + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

### (2) 総合評価のイメージ



### (3) 落札者の決定条件

次の要件に該当する入札者のうち、前記評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 低入札調査要領において失格等とならないこと。

3. 加算点の計算方法

同種工事 一般土木工事

同種工事は、一般土木工事、法面処理工事、舗装工事、一般建築工事、電気工事、管工事の6種類とする。

一般土木工事は「松江市建築工事成績評定基準」により評定した工事、法面処理工事又は舗装工事を除く土木一式工事とする。

電気工事及び管工事は「松江市建築工事成績評定基準」により評定した工事に限る。

(1) 企業の評価

① 企業の同種工事の工事成績評定点

〔JV〕 本件工事の入札が特別共同企業体を入札参加者としている場合は、その代表者の評価とする。

企業の同種工事の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象工事

|       |                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 完成年度  | 令和5年度から令和7年度(完成及び引渡し完了)                                         |
| 発注者   | 松江市(企業局発注分を除く。ただし、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事(松江市において検査を行った工事)を含む。) |
| 請負代金額 | 1契約で2000万円以上の工事が対象                                              |

(ア) 対象となる工事が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。

(表1)

|         |       |                                                   |                |       |
|---------|-------|---------------------------------------------------|----------------|-------|
| 評定点の平均点 | 82点以上 | 82点未満73点以上                                        | 73点未満<br>70点以上 | 70点未満 |
| 加算点     | 6.0点  | $1.5点 + (4.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 9)$ | 1.0点           | 0点    |

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(イ) 対象となる工事が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表2)

|         |       |                                  |                |                     |
|---------|-------|----------------------------------|----------------|---------------------|
| 評定点の平均点 | 82点以上 | 82点未満73点以上                       | 73点未満<br>70点以上 | 70点未満<br>又は<br>実績なし |
| 加算点     | 5.4点  | $(\text{表1で計算した加算点}) \times 0.9$ | 0.9点           | 0点                  |

※加算点は小数第2位を切り捨て

\* 特別共同企業体で施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。

② 企業の同種工事の施工実績

〔JV〕 本件工事の入札が特別共同企業体を入札参加者としている場合は、その代表者の評価とする。

対象となる施工実績

|        |                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 対象期間   | 過去5年度間(令和3年度から令和7年度)(完成及び引渡し完了)                                 |
| 発注者    | 松江市(企業局発注分を除く。ただし、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事(松江市において検査を行った工事)を含む。) |
| 請負代金額  | 1契約で1000万円以上。ただし、本件工事が法面処理工事又は舗装工事の場合は、1契約で800万円以上。             |
| 工事成績評定 | 77点未満の工事及び工事成績評定点を付していない工事を除く。                                  |

- ◆対象となる施工実績が2回以上ある場合 …2点
- ◆対象となる施工実績が1回ある場合 …1点
- ◆対象となる施工実績がない場合 …0点

### ③ 優良建設工事表彰

〔JV〕 本件工事の入札が特別共同企業体を入札参加者としている場合は、代表者又は構成員のいずれかが実績を有すれば評価する。

企業が、発注工事と同種な工事において、当該年度を含めて過去5年度(R4～R8年度)間に、松江市優良建設工事表彰、中国地方整備局長、中国地方整備局事務所長表彰又は島根県優良工事表彰(島根県知事表彰、所長等表彰)実績を有することを評価する。ただし、令和8年度表彰については、本件工事の技術資料の提出期限が、表彰日以降の場合に評価する。

- ◆同種工事の松江市優良工事表彰1回につき …1点
- ◆同種工事の上記表彰以外の1回につき …0.5点
- ◆表彰なし …0点

加算合計点 :最大2点

表彰を受けた部門が表3に該当する場合のみ評価し、他部門で表彰されたものは評価しない。

(表3)

| 本件工事の種類 | 評価する表彰部門                |
|---------|-------------------------|
| 一般土木工事  | 一般土木工事部門                |
| 法面処理工事  | とび・土工・コンクリート工事部門の法面処理工事 |
| 舗装工事    | 舗装工事部門                  |
| 建築一式工事  | 一般建築工事部門                |
| 電気工事    | 電気設備工事部門                |
| 管工事     | 機械設備工事部門                |

表彰部門が一般土木工事部門又は一般建築工事部門の場合において、規模の別(大規模、中規模、小規模)は問わない。

## (2) 配置予定技術者の資格等

### ① 若手・中堅・専任指導技術者の配置

〔JV〕 本件工事の入札が特別共同企業体を入札参加者としている場合は、代表者又は構成員のいずれかが該当すれば評価とする。

入札公告日前日時点で満40才未満の技術者を、当該工事の主任技術者又は監理技術者として配置し、この若手・中堅技術者の育成のために他の技術者(「専任指導技術者」という)を追加配置する場合に評価する。

- ◆若手・中堅技術者と専任指導技術者の両方を配置 …2点
- ◆若手・中堅技術者のみを配置 …1点
- ◆若手・中堅技術者を配置しない …0点
- ◆若手・中堅技術者のみを配置し、この者が次の工事において主任(監理)技術者として従事し、80点以上の工事成績評定点を取得している場合 …2点 (この場合専任指導技術者の配置を要しない。)

対象となる施工実績

|       |                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 対象期間  | 過去10年度間(平成28年度から令和7年度)(完成及び引渡し完了)                               |
| 発注者   | 松江市(企業局発注分を除く。ただし、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事(松江市において検査を行った工事)を含む。) |
| 請負代金額 | 1契約で500万円以上。                                                    |

- (ア) 専任指導技術者は次のすべての条件を満たす者とする。
- i) 配置予定の主任(監理)技術者と同等以上の資格を有すること。
  - ii) 入札公告前日時点で満40才以上であること。
  - iii) 次の工事において主任(監理)技術者として従事し、75点以上の工事成績評定点を取得していること。

対象となる施工実績

|       |                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 対象期間  | 過去10年度間(平成28年度から令和7年度)(完成及び引渡しが完了)                              |
| 発注者   | 松江市(企業局発注分を除く。ただし、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事(松江市において検査を行った工事)は含む。) |
| 請負代金額 | 1契約で4000万円以上。                                                   |

- (イ) 専任指導技術者は、本件工事に専任とする。
- (ウ) 専任指導技術者は、本件工事の次の技術者を兼ねることができる。
- i) 現場代理人
  - ii) 後述する、一般建築工事、電気工事又は管工事における追加専任技術者
  - iii) 本件工事が低入札価格での契約となった場合に、追加で専任配置する技術者。
- (エ) 落札後、専任指導技術者を変更できるのは病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

## ② 主任(監理)技術者の保有する資格、又は資格保有者の追加専任配置の有無

〔JV〕 本件工事の入札が特別共同企業体を入札参加者としている場合は、代表者、構成員いずれかが資格を保有していれば(追加配置すれば)評価する。

〔若手・中堅技術者を主任(監理)技術者として配置しかつ専任指導技術者を配置する場合〕  
専任指導技術者の保有する資格を評価の対象としても良い。

(ア) 一般土木工事は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有することを評価する。

(イ) 法面処理工事は、1級土木施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、かつのり面施工管理技術者又はグラウンドアンカー施工士資格を有することを評価する。

(ウ) 舗装工事は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、かつ1級舗装施工管理技術者資格を有することを評価する。

- ◆資格を有する …1点
- ◆資格を有していない …0点

(エ) 一般建築工事は、1級建築施工管理技士、一級建築士又は国土交通大臣特別認定者資格を有し、専任追加配置することを評価する。

(オ) 電気工事は、1級電気工事施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、専任追加配置することを評価する。

(カ) 管工事は、1級管工事施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、専任追加配置することを評価する。

上記(エ)から(カ)において、専任追加配置する技術者の資格は、主任(監理)技術者の資格と同等の資格を有していなければならない。

- ◆追加専任配置する …1点
- ◆追加専任配置しない …0点

## ③ 配置予定技術者の同種工事の施工経験

〔JV〕 本件工事の入札が、特別共同企業体を入札参加者としている場合は、その代表者の評価とする。

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる技術者

- (ア) 本件工事に若手・中堅技術者を主任(監理)技術者として配置し、かつ専任指導技術者を追加配置する場合  
…主任(監理)技術者又は専任指導技術者のいずれか一方の評価
- (イ) (ア)以外の場合  
…主任(監理)技術者の評価

対象となる施工経験

|        |                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象期間   | 過去10年度間(平成28年度から令和7年度)(完成及び引渡し完了)                                                                 |
| 発注者    | 松江市(企業局発注分を除く。ただし、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事(松江市において検査を行った工事)を含む。)                                   |
| 請負代金額  | 1契約で500万円以上。                                                                                      |
| 従事時の役割 | 主任技術者、監理技術者、専任指導技術者(※)、専任追加配置技術者又は現場代理人<br>※専任指導技術者:平成29年4月1日以降公告の総合評価案件で若手・中堅技術者の育成を目的として配置した技術者 |
| 工事成績評定 | 77点未満の工事及び工事成績評定点を付していない工事を除く。                                                                    |

対象は工期の全期間従事した工事とし、工期中に途中交代した場合は対象として認めない。

- ◆対象となる施工経験が2回以上ある場合 …2点
- ◆対象となる施工経験が1回ある場合 …1点
- ◆対象となる施工実績がない場合 …0点

④ 配置予定技術者の優良表彰の有無

[JV] 本件工事の入札が特別共同企業体を入札参加者としている場合は、代表者又は構成員のいずれかの配置予定技術者が表彰を受けていれば評価する。

配置予定技術者が発注工事と同種な工事において、当該年度を含めて過去10年度(H29～R8年度)間に、松江市優良建設工事表彰、中国地方整備局長、中国地方整備局事務所長表彰又は島根県優良工事表彰(島根県知事表彰、所長等表彰)該当工事の優秀建設技術者表彰の実績を有することを評価する。ただし、令和8年度表彰については、本件工事の技術資料の提出期限が、表彰日以降の場合に評価する。

対象となる技術者

- (ア) 本件工事に若手・中堅技術者を主任(監理)技術者として配置し、かつ専任指導技術者を追加配置する場合  
…主任(監理)技術者又は専任指導技術者のいずれか一方の評価
- (イ) (ア)以外の場合  
…主任(監理)技術者の評価

- ◆同種工事の松江市優良工事表彰1回につき …1点
- ◆同種工事の上記表彰以外の1回につき …0.5点
- ◆表彰なし …0点

加算合計点 :最大2点

表彰を受けた部門が(1)③に示す表3に該当する場合のみ評価し、他部門で表彰されたものは評価しない。表彰部門が一般土木工事部門又は一般建築工事部門の場合において、規模の別(大規模、中規模、小規模)は問わない。

### (3) 地域貢献

[JV] 地域貢献の評価について、本件工事の入札が特別共同企業体を入札参加者としている場合は、代表者及び構成員のすべてが該当する場合に限り評価する。

① 道路愛護団、公園清掃ボランティア、河川愛護団の実績

下記(ア)から(ウ)の実績がある場合に評価する。

- (ア) 道路愛護団に登録し、令和7年度に年2回以上の実績がある場合
- (イ) 公園清掃ボランティアとして、令和7年度に年2回以上(塗装は年1回以上)の実績がある場合
- (ウ) 河川愛護団に登録し、令和7年度に1回以上の実績がある場合

- ◆上記(ア)から(ウ)のうち2項目以上が該当…2点
- ◆上記(ア)から(ウ)のうち1項目が該当 …1点
- ◆上記(ア)から(ウ)に該当しない …0点

② 育児・介護休業に関する制度

育児・介護休業に関する制度について、下記のいずれかの取組みがある場合に評価する。

(ア)こころカンパニー(しまね子育て応援企業)に認定されている。

認定状況を確認するため、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。

(イ)「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(令和7年 4月1日、令和7年 10月1日施行、以下「育児・介護休業法」という。)」で定める制度を超える内容を含む制度を有している。

ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に関する部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記、就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度 チェック表」を記入し、添付すること。

- ◆ア、イいずれかの制度(取組み)あり …0.5点
- ◆制度(取組み)なし …0点

③ 障がい者雇用の実態

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用障がい者数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用している事業所を評価する。

常用雇用者数及び障がい者雇用者数は、公告日前日時時点で評価する。それぞれの雇用者数は、公共職業安定所(ハローワーク)への障がい者雇用状況報告(37.5人以上の事業所に義務付けられている)と必ずしも一致しなくて良い。

- ◆法定雇用障がい者数を上回る …0.5点
- ◆法定雇用障がい者数と同数以下 …0点

④ 健康づくり・健康経営の推進

健康づくり・健康経営を推進している次のいずれかの制度に認定又は登録をしている企業を評価する。

(ア) 経済産業省「健康経営優良法人認定制度」

(イ) 松江市 「健康まつえ応援団」

(ウ) 島根県 「しまね☆まめなカンパニー」

(エ) 協会けんぽ「ヘルス・マネジメント認定制度」

- ◆上記(ア)から(エ) のうちいずれかの制度に認定又は登録あり …0.5点
- ◆認定又は登録なし …0点

⑤ 若手技術者・女性技術者・若手従業員の新規雇用

令和6～8年度(従業員数50人未満の企業は令和4～8年度)に、若手技術者(採用時満年齢29才以下)又は女性技術者(年齢制限なし)、もしくは若手従業員(採用時満年齢29才以下)を1人以上採用した実績があり、かつ次の条件をすべて満たす場合に評価する。

(ア) 当該技術者は、建設業法第7条第2号イで定める各学校の、建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業した者又は、当該工事種別に該当する建設業法第7条第2号ハに示す資格を有する者。

(イ) 当該技術者又は従業員が技術資料提出時点で継続雇用されていること。

(ウ) 当該技術者又は従業員が本件工事の引渡しまでの間、継続雇用される見込みであること。

- ◆若手技術者又は女性技術者を1人以上採用した実績がある …1点
- ◆若手従業員を1人以上採用した実績がある …0.5点
- ◆若手技術者又は女性技術者、若手従業員の採用実績がない …0点

⑥ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用 土木系工事の場合のみ。

当該工事において建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用することを確約する場合に評価する。

- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用することとは建設現場にカードリーダー等を設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。
- ・工事完成後に実績確認のための証拠書類(「現場・契約情報」の出力帳票など)の提出を求める。
- ・確約した工事で活用されなかった場合は、工事成績評定で減点する。

- ◆活用を確約する場合 …1点
- ◆活用を確約しない場合 …0点

⑦ 市道の除雪業務 土木系工事(法面処理工事を除く)の場合のみ。

令和7年度に松江市と除雪作業業務契約、又は融雪剤散布作業業務契約をしたことを評価する。

- ◆契約あり …1点
- ◆契約なし …0点

⑧ 災害等緊急対応工事及び業務の施工実績 土木系工事(法面処理工事を除く)の場合のみ。

過去5年度(R3～R7年度)に契約した松江市発注の災害復旧工事を含む緊急対応工事及び業務の施工実績を有することを評価する。(最高4点)

- ◆施工実績が1件につき0.5点 …0.5点
- ◆最高4点

## 4. 総合評価技術資料様式

別紙参照